







八王子都市計画地区計画の変更 (八王子市決定)

都市計画大船町地区地区計画を次のように変更する。

名	る 称	大船町地区地区計画
位	置	八王子市大船町地内
面	ā 積	約 4.5ha
地区	計画の目標	本地区は、開発行為により基盤整備が進められた地区である。 そこで、無秩序な市街化を抑制するとともに、緑豊かな丘陵地の景観とあいまってゆとりある住環境の形成と維持・保全を図ることを目標とする。
	利用の方針	建築物の用途の制限並びに一定敷地規模及び隣棟間隔の確保等により、低層戸建住宅を主体とした良好な住環境の形成を図るとともに、緑とゆとりのある市街地を創出する。
保全に関する方針	物等の整備の方針	戸建住宅主体の良好な住環境の形成と維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。 また、緑のある街並みの形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。

		建築物等の用途の制限	1 住宅のうち3戸以上の長屋
			2 共同住宅3 寄宿舎又は下宿
	7-1	建築物の敷地面積の最	
+#1	建	低限度	
地	築		1 4 0 m²
X	物		
	等		
整	に	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、隣地境界線までの距離は、0.5
備	関		m以上としなければならない。ただし、この距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当 する場合においては、この限りでない。
1/#	す		9 3 9 日にのいては、この成りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの(道路境界線までの距離の制限に係るものに
計	る		限る。)
_			2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5
画	事		㎡以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの
	項		3 日動車車庫で軒の向さかと、3 11以下であるもの
		垣又はさくの構造の制	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又はフェンスの基礎となる高さ 0 .4m以下のコンクリート
		限	ブロック若しくは石積等は、この限りでない。
	1		

「区域については、計画図表示のとおり」

は知事同意事項

〔理由〕:良好な住環境の形成と維持・保全を図るため地区計画を変更する。